

## 8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

### 8.3 騒音・振動



## 8.3 騒音・振動

## 8.3.1 現況調査

## 8.3.1.1 調査事項及びその選択理由

騒音・振動の現況調査の調査事項及びその選択理由は、表 8.3-1に示すとおりである。

表 8.3-1 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況	<p>工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後において、施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音の影響が考えられる。また、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動の影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>
②土地利用の状況	
③発生源の状況	
④自動車交通量等の状況	
⑤地盤及び地形の状況	
⑥法令による基準等	

## 8.3.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## 8.3.1.3 調査方法

## (1) 騒音・振動の状況

## ア 既存資料調査

既存資料の整理・解析を行った。

## イ 現地調査

## (7) 調査期間

調査期間は、表 8.3-2 に示すとおりである。

なお、一般環境の騒音・振動は第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設停止時に調査を行い、一般環境の低周波音は第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設停止時・稼働時に調査を行った。

また、道路交通の騒音・振動は第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設稼働時に調査を行った。

表 8.3-2 騒音・振動・低周波音の現地調査期間

調査事項	調査期間
一般環境の騒音・振動	令和元年 12 月 8 日～12 月 9 日
一般環境の低周波音	令和元年 12 月 8 日～12 月 9 日
	令和元年 12 月 9 日～12 月 10 日
道路交通の騒音・振動	令和元年 12 月 19 日～12 月 20 日

## (イ) 調査地点

## a 一般環境の騒音・振動・低周波音

一般環境の騒音・振動・低周波音は、表 8.3-3 及び図 8.3-1 に示すとおり、計画地の敷地境界等 4 地点で測定した。

表 8.3-3 一般環境の騒音・振動・低周波音調査地点

調査地点	
1	敷地境界北側
2	敷地境界東側
3	敷地境界南側
4	計画地境界西側

## b 道路交通騒音・振動

道路交通騒音・振動レベルは、表 8.3-4 及び図 8.3-2 に示すとおり、工事用車両及びごみ収集車両等が走行する道路沿道の 4 地点で測定した。

表 8.3-4 道路交通騒音・振動調査地点

調査地点	地点名	住所	用途地域	対象道路（測定位置）	車線数
①	青海三丁目交差点付近	江東区青海 4-5	準工業地域	青海縦貫線（東側）	8
②	若州公園付近	江東区若洲 3-2	工業専用地域	新木場・若洲線（西側）	7
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	大田区城南島 3-2-1	工業専用地域	城南島・大井 1 号線（南側）	6
④	フェリーふ頭公園付近	江東区有明 4-4	準工業地域	有明ふ頭連絡線（西側）	2

## (ウ) 測定点

騒音・低周波音の測定高さは地上 1.2m とし、振動の測定高さは地表面とした。

## (イ) 測定方法

騒音レベルの測定は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法により行った。

振動レベルの測定は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度及び「日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法」に定める方法により行った。

低周波音（音圧レベル（1/3 オクターブバンドレベルを含む））の測定は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める測定方法により行った。

**(2) 土地利用の状況**

既存資料の整理・解析を行った。

**(3) 発生源の状況**

既存資料の整理・解析を行った。

**(4) 自動車交通量等の状況****ア 既存資料調査**

既存資料の整理・解析を行った。

**イ 現地調査**

現地調査は、「6.3 施工計画及び供用計画」の「6.3.2 供用計画 6.3.2.1 ごみ収集車両等計画 (3) 計画地周辺道路の将来交通量 ア 現況交通量及び走行速度」(p.45 参照)に示したとおり行った。

**(5) 地盤及び地形の状況**

既存資料の整理・解析を行った。

地盤卓越振動数については、道路交通振動調査地点(4地点)において現地調査を行った。

**(6) 法令による基準等**

関係法令の基準等を調査した。

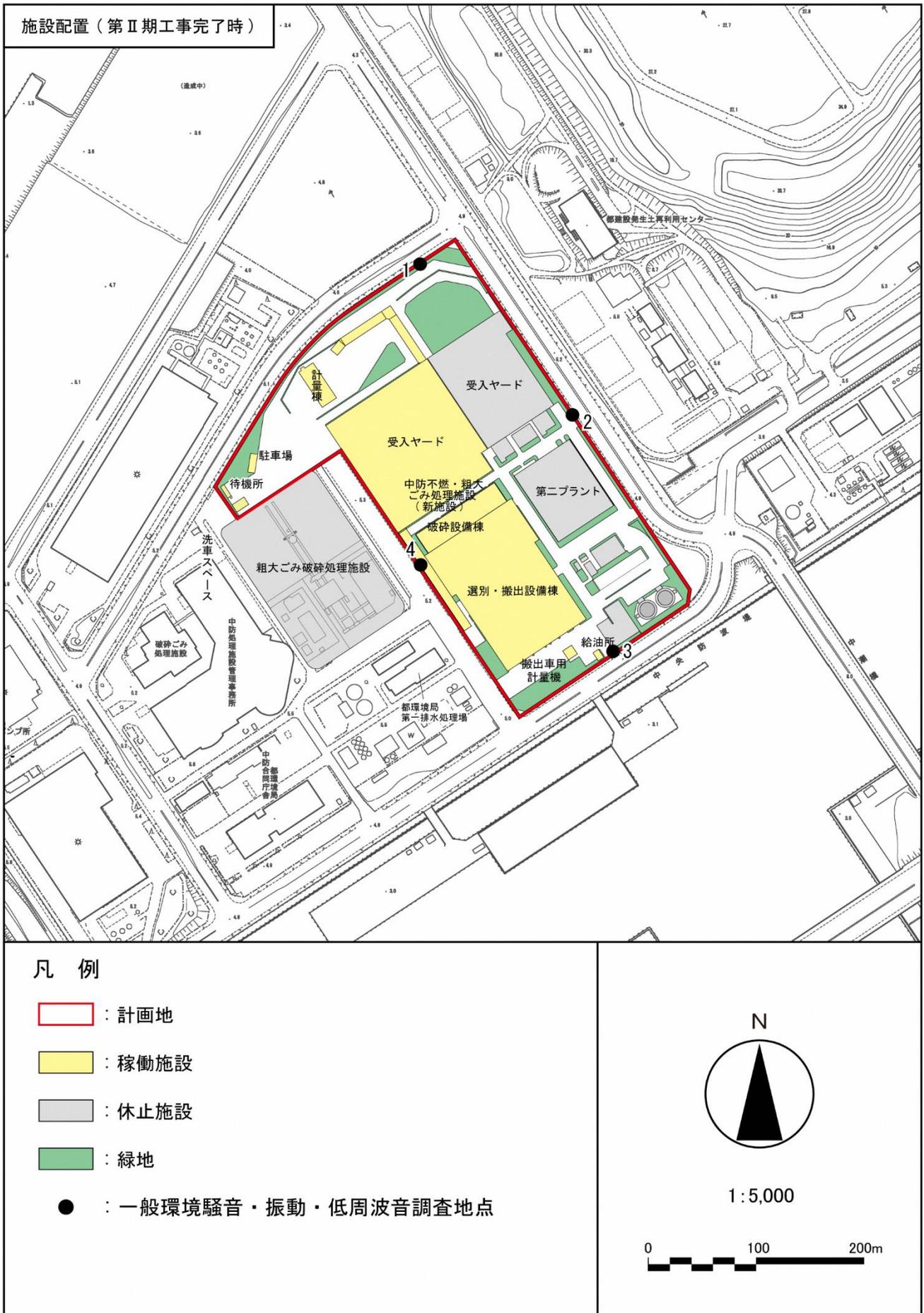


図 8.3-1 現地調査地点位置図（一般環境騒音・振動・低周波音）



凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 道路交通騒音・振動調査地点
  - ① 青海三丁目交差点付近
  - ② 若洲公園付近
  - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
  - ④ フェリーふ頭公園付近



1:50,000



図 8.3-2 現地調査地点位置図（道路交通騒音・振動・交通量）

## 8.3 騒音・振動

### 8.3.1.4 調査結果

#### (1) 騒音・振動の状況

##### ア 騒音の状況

##### (7) 既存資料調査

既存資料による道路交通騒音の測定結果は、表 8.3-5 に示すとおりである。また、測定地点は、図 8.3-3 に示すとおりである。

5 地点の道路交通騒音（等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ ※）は、昼間 64～71dB、夜間 59～69dB であり、環境基準を上回っている地点は、昼間 2 地点、夜間 2 地点である。

表 8.3-5 道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
						測定結果		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	首都高速 11 号台場線	港区台場 1-1	2015/2	4	B	64	59	70	65
2	国道 357 号	港区台場 2-3	2017/12	4	C	<u>71</u>	<u>69</u>		
3	国道 357 号(湾岸道路)	江東区東雲 2-5	2016/2	4	C	<u>71</u>	<u>69</u>		
4	都道日比谷豊洲埠頭 東雲町線	江東区東雲 1-6	2018/11	8	C	68	63		
5	都道日比谷豊洲埠頭 東雲町線	江東区有明 1-2	2018/11	7	C	64	61		

注1) 昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～6 時を示す。

注2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注3) 地域類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注4) 図No. は、図8.3-3の番号に対応する。

注5) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成26年～平成30年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成26年12月～令和2年3月、東京都環境局)

※ 「等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ 」とは、「ある時間範囲について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量」(騒音のエネルギー平均値)である。

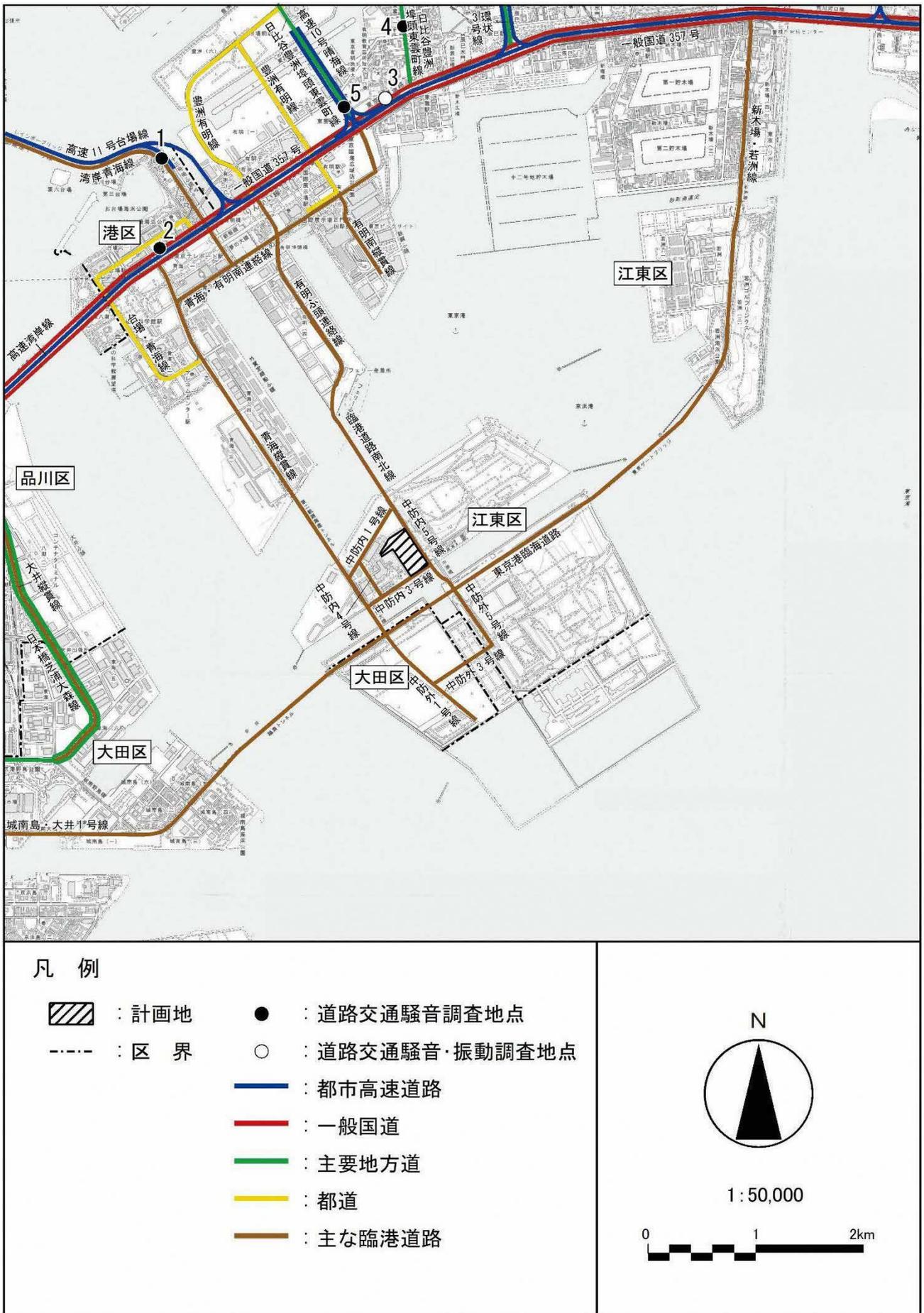


図 8.3-3 道路交通騒音・振動測定地点

## (イ) 現地調査

## a 環境騒音

環境騒音の調査結果は、表 8.3-6 に示すとおりである。

測定結果の範囲は、昼間 48～60dB、夜間 44～53dB であった（資料編 p.60 及び p.61 参照）。

なお、計画地は「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、参考として環境基準と比較すると、全地点ともを基準を下回る結果となった。

表 8.3-6 環境騒音調査結果

調査地点		等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)				用途地域	環境基準の類型 <sup>注2)</sup>
		測定結果		環境基準 <sup>注2)</sup>			
		時間区分 <sup>注1)</sup>		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
1	敷地境界北側	53	46	(65)	(60)	用途地域の 定めのない地域	(B類型 道路に面する地域)
2	敷地境界東側	60	53	(65)	(60)		(B類型 道路に面する地域)
3	敷地境界南側	48	44	(65)	(60)		(B類型 道路に面する地域)
4	計画地境界西側	54	45	(55)	(45)		(B類型)

注1) 時間区分：昼間 6時～22時、夜間22時～6時

注2) 計画地は「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、参考として、環境基準の適用範囲区域内であった場合の環境基準を（ ）内に記載している。

注3) 測定点高さ：地上1.2m

## b 道路交通騒音

道路交通騒音の調査結果は、表 8.3-7 に示すとおりである。

測定結果の範囲は、昼間 64～75dB、夜間 60～70dB であった（資料編 p.62 及び p.63 参照）。

なお、調査地点及びその周辺地域は「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、参考として環境基準と比較すると、調査地点①及び調査地点④において昼夜とも基準を下回る結果となり、調査地点②及び③は昼夜とも基準を上回る結果となった。

表 8.3-7 道路交通騒音調査結果

調査地点		等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)				用途地域	環境基準の類型 <sup>注2)</sup>
		測定結果		環境基準 <sup>注2)</sup>			
		時間区分 <sup>注1)</sup>		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	青海三丁目交差点付近	69	63	(70)	(65)	準工業地域	(幹線交通を担う道路に近接する空間)
②	若州公園付近	<u>71</u>	<u>67</u>	(70)	(65)	工業専用地域	(類型指定なし)
③	動物愛護相談センター城南島出張所付近	<u>75</u>	<u>70</u>	(70)	(65)	工業専用地域	(類型指定なし)
④	フェリーふ頭公園付近	64	60	(65)	(60)	準工業地域	(C類型 道路に面する地域)

注1) 時間区分：昼間 6時～22時、夜間22時～6時

注2) 調査地点及びその周辺地域は「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、参考として、環境基準の適用範囲区域内であった場合の環境基準を（ ）内に記載している。

注3) 下線部は、参考とした環境基準を超過していることを示す。

注4) 測定点高さ：地上1.2m

## イ 振動の状況

## (7) 既存資料調査

既存資料による道路交通振動の測定結果は、表 8.3-8 に示すとおりである。また、測定地点は、図 8.3-3 に示すとおりである。

道路交通振動（時間率振動レベル  $L_{10}$ <sup>※</sup>）は、昼間 45dB、夜間 43dB であり、いずれも「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回っている。

表 8.3-8 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル $L_{10}$ (dB)			
						測定結果		規制基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
3	国道 357 号(湾岸道路)	江東区東雲 2-5	2018/11	4	2	45	43	65	60

注1) 昼間は第一種区域では 8～19時、第二種区域では 8～20時、夜間は第一種区域では 19～8時、第二種区域では 20～8時を示す。  
注2) 区域の区分は、「東京都環境確保条例」に定める当該地点の区域の区分であり、以下のとおり区分される。

1：第一種区域 2：第二種区域

注3) 図No. は、図8.3-3の番号に対応する。

注4) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成30年度 道路交通騒音振動調査報告書」(令和 2 年 3 月、東京都環境局)

## (i) 現地調査

## a 環境振動

環境振動の調査結果は、表 8.3-9 に示すとおりである。

全地点とも「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果となった。

なお、測定結果の範囲は、昼間 25～30dB、夜間 26～29dB であった（資料編 p. 65 及び p. 66 参照）。

表 8.3-9 環境振動調査結果

調査地点		時間率振動レベル $L_{10}$ (dB)				用途地域	区域の区分
		測定結果		規制基準			
		時間区分 <sup>注)</sup>		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
1	敷地境界北側	30	29	60	55	用途地域の定めのない地域	第一種区域
2	敷地境界東側	26	26				
3	敷地境界南側	25	26				
4	計画地境界西側	26	26				

注) 時間区分：昼間 8時～19時、夜間 19時～8時

※ 「時間率振動レベル  $L_{10}$ 」とは、測定結果の上位 10%、下位 10%を除いた 80%レンジの上端の値である。

## b 道路交通振動

道路交通振動の調査結果は、表 8.3-10 に示すとおりである。

調査地点①及び④は「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果となった。調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、参考として「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）と比較すると基準を下回る結果となった。

なお、測定結果の範囲は、昼間 45～56dB、夜間 41～48dB であった（資料編 p. 67 及び p. 68 参照）。

表 8.3-10 道路交通振動調査結果

調査地点		振動レベル $L_{10}$ (dB)				用途地域	区域の区分 <sup>注2)</sup>
		測定結果		規制基準 <sup>注2)</sup>			
		時間区分 <sup>注1)</sup>		時間区分			
		昼間	夜間	昼間	夜間		
①	青海三丁目交差点付近	56	48	65	60	準工業地域	第二種区域
②	若州公園付近	45	41	(65)	(60)	工業専用地域	(区域区分の指定なし)
③	動物愛護相談センター城南島出張所付近	49	43	(65)	(60)	工業専用地域	(区域区分の指定なし)
④	フェリーふ頭公園付近	48	43	65	60	準工業地域	第二種区域

注1) 時間区分：第二種区域 昼間 8～20時、夜間 20～8時

注2) ( ) は参考であることを示す。

## ウ 低周波音の状況

## (7) 現地調査

## a G特性

低周波音のG特性の調査結果は、表 8.3-11 に示すとおりである。

低周波音には基準や目標値が設定されていないが、参考として、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月環境省）に示されている「心身に係る苦情に関する参照値」（G特性音圧レベル 92 dB）と比較した。その結果、施設停止時及び施設稼働時の全地点とも参考値を下回る結果となった。

なお、測定結果の範囲は、施設停止時 73dB～85dB、施設稼働時 78dB～89dB であった（資料編 p. 74～p. 81 参照）。

表 8.3-11 低周波音調査結果（G特性）

調査地点		区分	G特性等価音圧レベル <sup>注1)</sup> ( $L_{Geq}$ ) (dB)		参考値 <sup>注2)</sup>
			停止時	稼働時	
1	敷地境界北側	24時間	73	78	92 (G特性)
2	敷地境界東側	24時間	85	89	
3	敷地境界南側	24時間	74	80	
4	計画地境界西側	24時間	73	78	

注1) G特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注2) 参考値は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「心身に係る苦情に関する参照値（G特性音圧レベル 92dB）」とした。

## b 平坦特性

低周波音の平坦特性の調査結果は、表 8.3-12 に示すとおりである。

低周波音の平坦特性には基準や目標値が設定されていないが、参考として「低周波音問題対応の手引書」に示されている「物的苦情に関する参照値」と比較した。その結果、敷地境界東側（地点2）の稼働時において参考値を上回ったが、その他の地点は施設停止時及び施設稼働時とも参考を下回る結果となった。

なお、測定結果の詳細は資料編に示すとおりである（資料編 p.74～p.81 参照）。

表 8.3-12 低周波音調査結果（F特性）

調査地点			稼働状況	平坦特性等価音圧レベル <sup>注2)</sup>																				
				AP <sup>注1)</sup>	中心周波数(Hz)																			
					1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1	敷	北	停止時	75	67	66	64	62	61	60	59	58	57	57	58	59	59	60	61	61	62	61	61	59
		稼働時	80	72	70	69	67	66	64	63	62	62	72	64	64	64	63	64	73	67	65	65	63	
2	地	東	停止時	80	65	64	63	61	60	59	58	56	56	57	61	60	60	73	76	65	65	66	62	59
		稼働時	85	74	73	71	70	69	67	66	65	64	<u>74</u>	69	73	68	76	79	76	70	70	68	64	
3	界	南	停止時	74	64	62	61	59	57	57	56	56	56	58	59	60	60	62	63	64	64	62	61	59
		稼働時	79	67	65	63	62	61	60	60	60	59	62	64	66	66	67	69	70	68	70	68	63	
4	等	西	停止時	74	65	64	62	61	60	59	57	57	57	58	59	61	60	60	61	62	62	61	60	58
		稼働時	78	68	66	65	64	63	62	61	60	61	68	65	65	65	64	65	66	67	65	64	62	
参考値 <sup>注3)</sup>												70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		

注1) APは、1～80Hzの周波数ごとの音圧レベルの合成値である。

注2) 平坦特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注3) 下線部は参考値超過を示す。

注4) 参考値は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「物的苦情に関する参照値」とした。

## (2) 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用は、「8.1 大気汚染」の「8.1.1 現況調査 8.1.1.4 調査結果 (4) 土地利用の状況」(p.99～p.101参照)に示したとおりである。

## (3) 発生源の状況

計画地周辺の発生源としては、固定発生源として隣接する中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設、東京都建設発生土再利用センターの稼働騒音・振動が挙げられる。また、移動発生源として青海縦貫線や臨港道路南北線、東京港臨海道路、中防内1号線、中防内3号線を走行する自動車の道路交通騒音・振動や羽田空港を利用する航空機による航空機騒音が挙げられる。

## (4) 自動車交通量等の状況

既存資料調査は「8.1 大気汚染」の「8.1.1 現況調査 8.1.1.4 調査結果 (6) 自動車交通量の状況 ア 既存資料調査結果」(p.102～p.104参照)に、現地調査は、「6.3 施工計画及び供用の計画」の「6.3.2 供用計画 6.3.2.1 ごみ収集車両等計画 (3) 計画地周辺道路の将来交通量 ア 現況交通量及び走行速度」(p.45～p.47参照)に示したとおりである。

## (5) 地盤及び地形の状況

計画地は、中央防波堤内側埋立地に位置しており、地盤標高はA.P. 約+6.17mを有している。計画地周辺は、第一排水処理場や東京都環境局中防合同庁舎等があり、計画地の西側には都道の青海縦貫線がある。

また、現地調査による地盤卓越振動数は、表 8.3-13に示すとおり9.7～17.8Hzの範囲であった(資料編p. 69～p. 72参照)。

表 8.3-13 地盤卓越振動数調査結果

調査地点		測定結果(Hz)
①	青海三丁目交差点付近	9.7
②	若州公園付近	16.9
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	17.8
④	フェリーふ頭公園付近	17.8

## (6) 法令による基準等

## ア 騒音

騒音レベルと該当する関係法令は、表 8.3-14 に示すとおりである。また、騒音に係る法令等の環境基準、規制基準及び勧告基準は、表 8.3-15～表 8.3-19 に示すとおりである。

騒音に係る基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準、「騒音規制法」の特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る騒音の勧告基準、工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準がある。

計画地は「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準が適用されるが、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準、「騒音規制法」の特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る騒音の勧告基準については、適用除外区域に該当する。道路交通騒音の調査地点についても「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準及び「騒音規制法」に基づく規制基準の適用除外区域であるが、環境基準や規制基準を参考として示す。

また、計画地は、都市計画法の用途地域の指定がないが、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。

表 8.3-14 騒音レベルと該当する関係法令

項目		法令等	
現況調査	環境騒音	・環境基本法による騒音に係る環境基準	
	道路交通騒音		
予測・評価	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音	・騒音規制法の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ・東京都環境確保条例の指定建設作業に係る騒音の勧告基準
		工事用車両の走行に伴う騒音	・環境基本法に基づく騒音に係る環境基準
	工事の完了後	施設の稼働に伴う騒音	・騒音規制法の特定工場等に係る規制基準 ・東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準 <sup>注)</sup>
		ごみ収集車両の走行に伴う騒音	・環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

注) 工場の設置・変更の認可の申請時のみ適用される。

表 8.3-15 騒音に係る環境基準

地域 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらに接する地先及び水面	55dB 以下	45dB 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

(平成10年9月30日環境庁告示64号)  
(平成24年4月2日江東区告示第80号)  
(平成24年4月1日大田区告示第254号)

(備考)

- 1) A：専ら住居の用に供される地域  
B：主として住居の用に供される地域  
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 2) 基準値は等価騒音レベルを表す。
- 3) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

表 8.3-16 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分					
種別	該当地域	6	8	19	23	6	
		時	朝	昼間	夕	夜間	時
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	40		45	40	40	
第二種 区 域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 用途地域の定めのない地域 (第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該 当する区域を除く。)	45		50	45	45	
第三種 区 域	近隣商業地域 (第一特別地域に該当する地域を除く。) 商業地域 (第一特別地域に該当する地域を除く。) 準工業地域 (第一特別地域に該当する地域を除く。) 第二特別地域	55		60	55	50	
第四種 区 域	工業地域 (第一特別地域及び第二特別地域に該当する地 域を除く。)	60		70	60	55	
1. 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内の学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内（第一特別地域、第二特別地域を除く）における当該基準は、上欄の定める値から 5dB を減じた値とする。 2. 第一種、第三種及び第四種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。							

(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

(平成15年3月19日江東区告示第64号)

(平成15年3月14日大田区告示第101号)

(備考)騒音の測定方法は、日本産業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- 4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 8.3-17 騒音規制法の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

建設作業	敷地境界線における音量 (dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	85	7時～19時	6時～22時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業							
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業							
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業							

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)  
 (平成15年3月19日江東区告示第65号)  
 (平成15年3月14日大田区告示第102号)

(備考)

- 1) ①：第一号区域「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された区域のうち、イ.良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。ハ.住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。ニ.学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
- 2) ②：第二号区域「騒音規制法」第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域
- 3) 建設作業騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、1日における作業時間を、第一号区域においては10時間未満4時間以上、第二号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。（昭和43年建設省・厚生省告示第1号）
- 4) 表内6、7、8の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（平成9年環境庁告示第54号）をいう。
- 5) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

付表 地域区分

地域区分	該当地域
第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
第二号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

表 8.3-18 東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分					
種別	該当地域	6	8	19	23	6	
		時	朝	昼間	夕	夜間	時
第一種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 AA地域 (清瀬市松山三丁目、竹丘一丁目及び 三丁目の一部)		40	45	40	40	
第二種 区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 無指定地域		45	50	45	45	
第三種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域		55	60	55	50	
第四種 区域	工業地域 第三特別地域		60	70	60	55	
1. 第二種、第三種及び第四種区域内の学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、 図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内（第一特 別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く）における当該基準は、上欄の定める値から5dBを減じ た値とする。 2. 第一種、第三種及び第四種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準 が適用される。							

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90%レンジの上端の数値とする。
- 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

注)下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-19 東京都環境確保条例の指定建設作業に係る騒音の勧告基準

建設作業	敷地境界線における音量 (dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機若しくはくい打くい抜機（加圧式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業	80	7時～19時	6時～22時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業							
3 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
5 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	—						
6 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマーその他これらに類する締固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	80	(7時～21時)	(6時～23時)				
7 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業							
8 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業（さく岩機を使用する作業を除く。）							
9 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し又は破損する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。）	85						

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)

- 1) 「騒音規制法」第2条第3項に規定する特定建設作業に係るものを除く。
- 2) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 3) ②：第二号区域 工業地域のうち、学校、病院等の周囲おおむね80mの区域を除く区域
- 4) 道路交通法第4条第1項に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に関しては、( )内に読み替えて適用する。
- 5) 騒音の測定方法は、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

## イ 振動

振動レベルと該当する関係法令は、表 8.3-20 に示すとおりである。また、振動に係る法令等の規制基準と勧告基準は、表 8.3-21～表 8.3-25 に示すとおりである。

振動に係る基準は、「振動規制法」の特定建設作業に係る規制基準、特定工場等において発生する振動に係る規制基準、「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準、指定建設作業に係る振動の勧告基準、日常生活等に適用する規制基準がある。

計画地は「東京都環境確保条例」の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準及び「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準が適用されるが、「振動規制法」の特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準、「東京都環境確保条例」の指定建設作業に係る振動の勧告基準については、適用除外区域に該当する。道路交通振動の調査地点においても「振動規制法」に基づく規制基準の適用除外区域であるが、規制基準を参考として示す。

また、計画地は、都市計画法の用途地域の指定がないが、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。

表 8.3-20 振動レベルと該当する関係法令

項目		法令等	
現況調査	環境振動	・ 東京都環境確保条例の日常生活等に適用する規制基準	
	道路交通振動		
予測・評価	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う振動	・ 振動規制法の特定建設作業の規制に係る規制基準 ・ 東京都環境確保条例の指定建設作業に係る振動の勧告基準
		工事用車両の走行に伴う振動	・ 東京都環境確保条例の日常生活等に適用する規制基準
	工事の完了後	施設の稼働に伴う振動	・ 振動規制法の特定工場等において発生する振動に係る規制基準 ・ 東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準 <sup>注)</sup>
		ごみ収集車両等の走行に伴う振動	・ 東京都環境確保条例の日常生活等に適用する規制基準

注) 工場の設置・変更の認可の申請時のみ適用される。

表 8.3-21 振動規制法の特定工場等において発生する振動に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分			
種別	該当地域	8時	19時	20時	8時
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域		60	55	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65	60	
1. 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、それぞれ上欄の定める値から 5 dB を減じた値とする。 2. 第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。					

(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

(平成15年3月19日江東区告示第68号)

(平成15年3月14日大田区告示第106号)

(備考)振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

表 8.3-22 振動規制法の特定制建設作業に係る規制基準

特定建設作業	敷地境界線における振動の大きさ(dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75	7時 ～ 19時	6時 ～ 22時	10時間 以内	14時間 以内	6日 以内	禁止
2 硬球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破砕機を使用する作業							
4 ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業							

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(平成15年3月19日江東区告示第70号)

(平成15年3月14日大田区告示第107号)

(備考)

- 1) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 2) ②：第二号区域 工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域
- 3) 作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、1日における作業時間を、第一号区域にあっては10時間未満4時間以上、第二号区域にあっては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 4) 第3項及び第4項では、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 5) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

表 8.3-23 東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に係る振動の規制基準

単位：dB

	区域の区分 該当地域	時間の区分			
		8時	19時 昼間	20時 夜間	8時
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 <u>無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）</u>		60	55	
第二種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65	60	
<p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の工場又は指定作業場は当該値から5dBを減じた値を適用する。</li> <li>2. 第二種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第二種区域の基準が適用される。</li> <li>3. 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業所を集団立地させるため造成した用地内に設置される工場又は指定作業場には適用しない。</li> </ol>					

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考) 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

- 1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

注) 下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

表 8.3-24 東京都環境確保条例の指定建設作業にかかる振動の勧告基準

指定建設作業	敷地境界線における振動の大きさ (dB)	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間	日曜・休日における作業
		①	②	①	②		
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機若しくはくい打くい抜機(加圧式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業	70	7時～19時	6時～22時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 さく岩機を使用する作業							
3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業							
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いているものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機を動力として使用する作業を除く。)	65						
5 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー振動プレート、振動ランマーその他これらに類する締固め機械を使用する作業	70						
6 動力、火薬を使用して建築物その他工作物を解体し、又は破壊する作業	75						

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)

- 1) 「振動規制法」第2条第3項に規定する特定建設作業に係るものを除く。
- 2) ①：第一号区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 3) ②：第二号区域 工場地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域
- 4) 作業振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、1日における作業時間を、第一号区域にあつては10時間未満4時間以上、第二号区域にあつては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 5) 第2項、第3項、第4項及び第6項では、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 6) 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの値は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

表 8.3-25 東京都環境確保条例の日常生活等に適用する規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分	振動源の存在する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ
種別	該当地域		
第一種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 <u>無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）</u>	8時～19時	60
		19時～8時	55
第二種 区 域	近隣商業地域 商業地域 <u>準工業地域</u> 工業地域 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	8時～20時	65
		20時～8時	60
ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5dBを減じた値とする。			

(平成12年12月22日東京都条例第215号)

(備考)振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。

注)下線部・網掛部は、本事業に該当する部分を表す。

### ウ 低周波音

低周波音については法令等による基準や目標値は示されていない。